

ジェトロ北京ニューズレター

JETRO Beijing Newsletter

2023 年 6 月 16 号 (Vol. 406)

最近法規情報

2023 年 5 月に公布された主な法規

金誠同達律師事務所

1. 「商用暗号管理条例」(2023 年改正)

(国务院より 2023 年 5 月 24 日に公布)

リンク: https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202305/content_6875928.htm

改正後の「商用暗号管理条例」(以下「新条例」)は 5 月 24 日に公布され、2023 年 7 月 1 日から正式に施行される。2020 年に施行された「暗号法」の商用暗号管理制度に基づき、新条例においては 1999 年に公布された「商用暗号管理条例」に対する全面的な改正が行われている。今回の改正の重点的な内容は以下のとおりとなっている。

一、商用暗号管理体制の完全化。新条例の第 3 条と第 4 条においては、「県級以上の地方の各級の暗号管理部門は、自らの行政区域の商用暗号業務の管理に責任を負う。インターネット情報部門、商務部門、税関、市場監督管理部門などの関連部門は、各自の職責の範囲において商用暗号に係る管理業務に責任を負う。」という旨が規定されている。

二、商用暗号を通じた科学技術革新および標準化構築の促進。新条例の第 7 条においては、「国家は、商用暗号の分野における知的財産権を法により保護するとともに、外商投資の過程における自由意志の原則および商業規則に基づいた商用暗号をめぐる技術提携の展開を奨励する。」という旨が規定されている。

三、商用暗号の検査・測定・認証体系の整備。新条例の第 13 条においては、「商用暗号製品の検査・測定、ネットワーク・情報システムの商用暗号応用安全性評価などの商用暗号検査測定活動に従事し、証明の役割を担うデータや結果を社会に向けて発行する機構は、国家暗号管理部門の認定を経て商用暗号検査測定機構資格を法により取得しなければならない。」という旨が規定されている。また、同条例の第 14 条においては資格取得時の要件が更に規定されている。

四、電子認証サービスの強化。新条例の第 22 条においては、「商用暗号技術を採用して電子認証サービスを提供するときは、暗号の使用に適した場所・設備・施設・専門家・専門能力・管理体系を有し、暗号使用への国家暗号管理部門の同意に関する証明文書を法により取得しなければならない。」という旨が規定されている。また、同条例の第 27 条においては、「外商投資電子行政・電子認証サービスは、国家の安全に影響し、または影響するおそれのあるときは、法により外商投資安全審査を行わなければならない。」という旨が規定されている。

五、商用暗号輸出入管理の規範化。新条例の第 31 条および第 32 条においては、「国家の安全または社会の公益に係り、かつ、暗号化保護機能を有する商用暗号は、商用暗号輸入許可リストに組み入れ、輸入許可を実施する。国家の安全もしくは社会の公益

に係り、または中国が国際的な義務を負担している商用暗号は、商用暗号輸出管理リストに組み入れ、輸出管理を実施する。商用暗号輸入許可リスト中の商用暗号を輸入し、または商用暗号輸出管理リスト中の商用暗号を輸出するときは、輸出入許可証の取得を国務院商務主管部門に申請しなければならない。ただし、大衆消耗品に採用される商用暗号については、輸入許可制度および輸出管理制度を実施しない。」という旨が規定されている。

2.「生態環境行政処罰弁法」

(生態環境部より 2023 年 5 月 8 日に公布)

リンク:

https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk02/202305/t20230516_1030091.html

生態環境部は 2023 年 5 月 8 日、「生態環境行政処罰弁法」(以下「処罰弁法」)を公布した。同法は 2023 年 7 月 1 日から施行される。「行政処罰法」の規定に基づき、「処罰弁法」においては従前の「環境行政処罰弁法」に比べると、主に以下の面における内容が改定されている。

一、処罰の種類完全化:「行政処罰法」に基づく行政処罰の定義と種類に対する規定、現行の生態環境保護法令規定の整理、生態環境行政処罰の種類完全化

二、行政処罰裁量権に係る規定の完全化:「行政処罰法」の規定に基づく処罰を下さない状況の完全化、法定刑限度以内・以下の処罰が下される状況の増加

三、行政処罰情報公開内容の増加:公開される主体、公開される内容、公開が行われない状況、プライバシーの保護、公開の期限、公開の撤回などの内容に対する細分化された規定の実施

四、関連の期限と過料金額の改定:「行政処罰法」の規定に基づく案件立上期限、処罰決定期限、簡易手続適用処罰金額、比較的に大きな金額の過料などの期限と金額に対する調整の実施

3.「契約行政監督管理弁法」

(国家市場監督管理総局より 2023 年 5 月 18 日に公布)

リンク:

https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2023/art_f747a472a1e942b3a86803f7147bd203.html

国家市場監督管理総局は 5 月 18 日、「契約行政監督管理弁法」(以下「弁法」)を改正し、公布した。同法は 2023 年 7 月 1 日から施行される。旧版の「契約違法行為監督処理弁法」と比べて見てみると、「弁法」においては、行政処罰強度の引上げ、行政処罰決定後における国家企業信用情報公示システムを通じた社会への公示が規定され、違法行為に対する抑止力の有効な強化が行われている。そのうちの重点的な内容は主に以下のとおりとなっている。

一、契約主体資格のねつ造または他者名義の盗用もしくは冒用を通じた契約の締結、悪意の共謀・賄賂・脅迫などの手段を通じた契約の締結などの禁止状況の列举

二、事業者の定型条項を利用した自らの責任の軽減もしくは免除、消費者責任の加重、または消費者権益の排除もしくは制限に係る規定制定の禁止、ならびに定型条項の使用時における顕著な方法を通じた消費者への注意喚起、および消費者の知る権利や自主選択権等の権益の着実な保障の事業者への要求

4.「人類遺伝資源管理条例実施細則」

(科学技術部より 2023 年 5 月 26 日に公布)

リンク:

https://www.most.gov.cn/xxgk/xinxifenlei/zc/gz/202306/t20230601_186420.html

科学技術部は 5 月 26 日、「人類遺伝資源管理条例実施細則」(以下「実施細則」)を公布した。同細則は 2023 年 7 月 1 日から施行される。「実施細則」は「生物安全法」、「人類遺伝資源管理条例」などの関連の法律と行政法規に基づいて制定されており、中国における人類遺伝資源に対する収集・保蔵・利用・対外提供の行為に適用される。

「実施細則」の規定によると、人類遺伝資源の情報には人類遺伝資源材料を利用して生成される人類の遺伝子、ゲノムデータなどの情報データが含まれている。ただし、臨床データ、映像データ、蛋白質データおよび代謝データは含まれない。中国国内において中国の人類遺伝資源を収集・保蔵し、または中国の人類遺伝資源を中国国外に提供するときは、必ず中国の科学研究機構、高等教育機関、医療機構または企業が、これらを展開しなければならない。香港・マカオに設立されている中国国内資本の実質的な支配下にある機構は、中国側の組織とみなされる。中国国外の組織、中国国外の組織・個人が設立したまたは実質的に支配している機構、および中国国外の個人は、中国国内において中国の人類遺伝資源を収集・保蔵することができず、かつ、中国の人類遺伝資源を中国国外に提供することもできない。

5.「個人情報越境標準契約届出ガイドライン(第一版)」

(国家インターネット情報弁公室より 2023 年 5 月 30 日に公布)

リンク: http://www.cac.gov.cn/2023-05/30/c_1687090906222927.htm

国家インターネット情報弁公室は 5 月 30 日、「個人情報越境標準契約届出ガイドライン(第一版)」(以下「本ガイドライン」)を編成および公布し、個人情報越境標準契約の届出の方法、届出の流れ、届出資料などの具体的な要求に関する説明を行った。

届出の方法について、本ガイドラインにおいては、「個人情報処理者は、書面資料発送およびデジタル資料添付の方法を通じて所在地の省級のインターネット情報弁公室に届け出なければならない。」という旨が規定されている。届出の流れについて、本ガイドラインにおいては、「標準契約届出の流れには資料の提出、資料の検査、届出結果のフィードバック、補完、届出の再履行などの段階が含まれている。省級のインターネット情報弁公室がフィードバックする届出結果は、合格と不合格に分かれている。届出に合格した場合においては、省級のインターネット情報弁公室は届出番号を個人情報処理者に発行する。届出に合格しなかった場合においては、個人情報処理者は届出の不成功に関する通知と原因を受領し、資料の追加または完全化が要求されたときは、個人情報処理者は資料を追加および完全化し、10 営業日以内に改めて提出しなければならない。」という旨が規定されている。

このほか、本ガイドラインにおいては「個人情報越境標準契約弁法」を基礎とした届出時に提出が必要となる文書が更に完全化されており、これには標準契約の「個人情報保護影響評価報告書」だけでなく、さらには申請者の統一社会信用コード証書、法定代表者の身分証書、取扱担当者の身分証書、取扱担当者の授權委託書、および確約書が含まれている。また、企業が関心を寄せている「個人情報保護影響評価報告書」について、本ガイドラインにおいては参考と利用の用途に供するためのフォーマットが提供されている。